

- 3 別表第11項の建築確認申請又は計画通知の建築物の項に掲げる区分による額（別表第11項の表備考第1項第4号の場合を除く。）のほか、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）1棟ごとに、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の手数料の額を併せて納付するものとする。

区 分		手数料の額	
建築物を建築する場合（確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合を除く。）	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この表、次表、第11の2項、第11の3項、第11の3の2項及び第11の5項から第11の6の2項までにおいて同じ。）	13,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この表、第11の3項、第11の3の2項及び第11の5項から第11の6の2項までにおいて「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下この表、次表、第11の3項、第11の3の2項及び第11の	申請又は通知に係る戸数（以下この表及び次表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	13,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	24,000円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	34,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	46,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	62,000円
		申請等戸数が51戸以上 100戸以下のもの	82,000円
		申請等戸数が 101戸以上 200戸以下のもの	104,000円
		申請等戸数が 201戸以上 300戸以下のもの	139,000円

	5 項から第 11の 6 の 2 項までにお いて同じ。)	申請等戸数が 301戸以上のもの	170,000円
確認を受け た建築物の 計画を変更 して建築物 を建築する 場合	一戸建ての住宅		6,000円
	一戸建ての 住宅以外の 住宅の住戸 部分	申請等戸数が 1 戸のもの	6,000円
		申請等戸数が 2 戸以上 5 戸以下 のもの	12,000円
		申請等戸数が 6 戸以上10戸以下 のもの	17,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下 のもの	23,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下 のもの	31,000円
		申請等戸数が51戸以上 100戸以 下のもの	41,000円
		申請等戸数が 101戸以上 200戸 以下のもの	52,000円
		申請等戸数が 201戸以上 300戸 以下のもの	69,000円
		申請等戸数が 301戸以上のもの	85,000円